

一 般 教 育 研 究 (4)

—— 第57回東北・北海道地区大学一般教育研究会 ——

石澤 淳好、松山 雄三

(五十音順)

第57回東北・北海道地区大学一般教育研究会が、東北・北海道地区の60大学140名の教職員の参加を得て、「教養教育の新たな展開——教育の質保証と学習支援」の大テーマのもと、9月13・14日に弘前大学で開催された。本学からは、松山雄三教授と石澤とが参加した。

開催校の弘前大学遠藤正彦学長の挨拶の後、直ちに全体会Ⅰが行われた。

全体会Ⅰ

全体会Ⅰでは、前弘前大学副学長の大関邦夫名誉教授が、「教育の質保証——ティーチング・ポートフォリオ」と題して講演を行った。

大関教授は、「進学率の増加による大衆化と、少子化にともなう全入時代の到来という社会的環境のもと、大学入学者の質の多様化が進行している」ということを前提に、新生は大学で最初になされる授業である「教養教育を通して教員と接し、その教員を通して大学教育に触れることになり、教養教育に携わる教員の果たすべき役割は極めて重要」として、教養教育における教員の役割・責任の意味を評価している。

また、教養の意義について、それは「個人が主体的に身につけるものである」ということを前提に、「体系的知識や智慧を獲得し活用する上で必要な持続的学習能力、批判的思考力、自己を表現する力、他者を愛する心などの総体のこと」として、その内容はかなり広汎なものであると指摘する。そして、教養教育の要素として、大学評価・学位授与機構のまとめを

とり上げている。さらにこれらの要素を「体系的に取り入れた豊富なメニューを提供することは大学の役割」であるとし、教員の役割としては「学生とのかかわり合いの積み重ねが卒業生の質に反映されてくる」ことになり、「学生の主体的学習を支援することである」とし、教員の教授法についての「創意と工夫」が求められてくることになるかとされている。そして、そのために、教員の教育実践活動を文書としてまとめた、ティーチング・ポートフォリオの作成が求められており、その文書化を行い、保存し、蓄積していくことが大切であると述べている。

また、教養教育の目指すところについては、専門教育の「専門知」に対しての「総合知」の形成であるともされている。

そこで、従来の縦割りの学問分野の知識伝達型教育への単なる入門教育ではなく、専門分野の枠を超えて共通に求められる知識や思考方法等の知的な技術方法の獲得や、人間としての在り方に関する深い洞察、現実を正しく理解する力を養うために、教養教育を担う教員の高い力量が求められ、教員のプロとしての自覚、不断の内容や教育方法の改善、学生の学ぶ意欲や目的意識を刺激するような努力が求められているとも述べている。そのためにも、従来、各個教員に任せきりになっていた教育を改め、大学の使命を果たすためにも、大学の組織としての支援が必要であるとし、それが優れた教育を目指すことにもなるとも述べている。これらの点からもティーチング・ポートフォリオの重要性があるのだとも述べられた。ちなみにティーチング・ポートフォリオの中味だが、教員自身の授業哲学を中心とした自己自身の資料や他者からの資料、そこには同僚の感想・意見（授業参観等の）さらに学生による正当な授業評価なども加えられており、その他の資料としてFDなども含まれているものである。

(文責・石澤淳好)

第1分科会 「改善」——『教育の質保証と学習支援』の改善に向けた取組み

第1分科会は、『教育の質保証と学習支援』のために各大学がどのような改善に取り組んでいるのかについて、6つの報告がなされた。

1. 「医歯薬合同および6年一貫教育の中での教養教育の展開」と題して、岩手医科大学の高橋敬教授が報告した。今年度（平成19年度）から、岩手医科大学は薬学部を創設したことにより、キャンパスが1つ増えた。そのことにより従来の教養部が廃止されたことによる大学改革の経過について述べた。そこで共通教育センターが発足したことにより、教養教育の再構築として、三学部合同授業が開始された。その内容は、①6年一貫教育の中での教養教育として、専門科目の1年次への移行と教養科目の高学年への移行、学部専門科目と教養科目の融合——学融化——による新学科目の導入があり、②高校理科未履修科目の準備教育の拡充として、必修化による3準備教育コースの設定など全体的に準備教育を前面に出している。③は問題基盤型学習（PBL）の展開があり、④はより専門性を高めた教養教育、⑤医歯薬連携の下での教養教育として学部合同授業科目の導入が図られ、3学合同という総合的な学習を取り入れている。そしてそのために、⑦人間性陶冶のためのリベラル・アーツを提唱し、多様なリベラル・アーツ教育などを中心にとり上げていた。また、時間割編成上の留意点を5つほどとり上げている。①時間的、空間的に実行可能であること、②学生の学習意欲を減退させない配慮、③時間枠に関する担当者の希望を最大限反映すること、これは当然教育効果上の希望理由に限定しているとする、④教員の体力・健康に対する配慮（連続出講をできるだけしないようにすることなど）、⑤前・後期でバランスのとれた教員の出講配分をすることなどであり、おおむね良好との結果を得ている旨報告された。ただ、平成19年度にはじめて3学部合同になったことを考えると、今後の検証が必要であるように思えた。

2. 「学習意欲の増強と学力向上を目指したPBL型物理学演習の試み」と題して、北海道薬科大学の中野善明教授が報告した。教授は「大学は、どのような状況にあらうとも高等教育機関としての役割を果たすべく『教育の質保証』と『学習支援』に取り組む必要がある」と熱く述べられ、大学での物理学演習における授業改善の取り組みについて述べられた。授業（講義）を行うときの基本的な姿勢として、医療・薬学を学ぶには物理学の基礎が必要であるとして、教材には医療に関連したものを取り扱い、興味のあるような応用例を通して物理学の基礎的な知識を修得した後で、この物理学演習がなされている。そこにおいてPBL学習を導入するに至った動機として、「現在、医師や薬剤師のような医療従事者養成の教育では、『問題提起、解決型教育』の重要性が強く指摘されている。この教育の効果的学習法のひとつとしてPBLがあり、既に本学（北海道薬科大学）では臨床教育においてトレーニングが開始されている。しかし、臨床教育段階だけのトレーニングでは不十分であり、基礎教育の段階から繰り返しPBLに慣れる必要がある」としてPBL導入に踏み切ったのである。その結果として次のようにまとめをされている。「様々な要因によって学生の質の変化が生じている。従来型の教員主導の講義や演習方式では授業は成り立たない。自己学習能力、問題解決能力を養いつつ、学力向上を目指したPBL型学習法を物理学演習の授業に試み、ある程度の成果が得られた」と。ただこの点について、多人数対象の講義ではどうか問題が残るし、グループ学習の本来有する問題点の解決にはならないように思えた。PBL方式がすべての万能薬のようなものでないことは自覚しておかなければなるまい。

3. 「理系及び文系学生のための理科実験科目の導入（自然科学総合実験）—— 教養教育における東北大学の試み ——」と題して、東北大学の関根勉教授が報告した。東北大学における自然科学総合実験を理科系学部開講に

あたったの背景にある考え方として、次の3つを挙げた。①複雑な現象を論理的に考え、本質を見抜く力はどのようにして養われるのか?、②新しいテーマに積極的に取り組む姿勢を養う、③論理の一貫した、他人に説明できる科学的文章を書く能力を養う、の3つである。つまり、21世紀の課題を自然理解であるとして、それに対して論理的思考による実験・解析を通して、多次元的理解をしようとするのである。約1800人の1年生に対して、担当教員80名T.A.160名で行い、細やかな学生へ指導・公平な採点により、ほぼ考えたような結果を得たとして、それを文科系学生にまで広げる試みが現在なされている旨述べられた。文科系開講の背景にある考え方として、「広い視野と深い自然理解を持つ学生の育成(理念)」とし、その中味として「知識としてではなく、現実の世界で、自分の手を通して自然現象を理解する」ことであるとし、それに対応した2つの視点として、「(1)自然科学の手法が、文化的・経済的な活動まで有効であること、(2)現代社会は、科学技術の成果に基づいて営まれている」、さらに「自然のしくみを実験や観察を通して理解することは、近代科学の本質を理解する上で重要であること、(また)人間のあり方や社会のしくみを考える人文社会科学にとって、科学技術の影響を無視して、未来社会を構築することはできない」とも述べ、文科系にとっても理系の実験科目が大切であることを指摘し、59名の受講した学生が「全員が前向きな意見を書いたのには驚いた」と教員側も注目していたと報告された。

4. 「教育の質保証実現のための安全保障制度を考える」と題して、岩手県立大学の井澤清一講師が報告した。テーマの表題がわかりにくかったのだが、それが「免責保障」ということであったので、題として共通の認識に立つことができたようである。井澤講師は「大学教育の質の保障(卒業認定の厳格化、学生による実効性ある授業評価の実施、教員の教育力の向上等)」とい

う理念には賛同することを前提として、そこにおける特に「卒業認定の厳格化」つまり「出口管理」における難しさについて多くの事例を踏まえての報告であった。そして、このことは、大学教員の個人の問題として解決することは難しく、大学が一丸となって教員の身分保障をも盛り込んだ「組織的グランドデザインを描く必要がある」としている。確かに、教育における理念と現実のギャップの自覚が、教員個人のレベルだけでなく、大学全体としても実質的に考える必要があるという問題提起には一応の理解はできるものの、その具体的運用についての示唆は不十分だったように思える。

5. 「Teaching Portfolio (ティーチング・ポートフォリオ) と自己評価報告書 (教育活動) との対比」と題して、弘前大学の鬼島宏教授から報告があった。平成17年の中教審答申 (我が国の高等教育の将来像) において、「高等教育の質の保証の仕組みとしては、事前・事後の評価の適切な役割分担と協調を確保すること」「個々の高等教育機関が質の維持・向上を図るためには、自己点検・評価がまずもって大切である」とした。弘前大学は中期目標・中期計画を平成16年に定めた。それは「教育活動の評価及び評価結果を教育の質の改善につなげるための具体的方策」、「教材、学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策」の2つの方策をとることとし、そのためにティーチング・ポートフォリオを「教員による教育活動全般に関する自己評価申告記録」として創成することになった。これは、「大学教員が授業を振り返り、その成果を自己評価しながら Teaching Philosophy (教育哲学) などを確立して、授業改善へと結びつけるための書類」として作成され、教育実績評価でないことも重要であり、改善・開発についての客観的な記載だけでなく、教員個人としての指針・あり方を記載する点がポイントになるであろう。そしてそれはあくまでも「教育の質の改善につなげるための具体的方策」を示すものであることが強調された。

6. 「岩手大学のFD活動と教育支援システム『I^a Assistant (アイアシスタント)』の全学的導入」と題して、岩手大学江本理恵講師の報告があった。江本講師によれば、「岩手大学教育総合センターでは、文科省の特別教育研究経費（教育改革）により平成17年～平成19年にかけて、『大学教育センターにおける組織的授業改善と教室外学習支援システムの構築』プロジェクトに取り組んでいる。このプロジェクトの一貫として、本センターでは教育支援システム『I^a Assistant (アイアシスタント)』を開発し、平成19年度より全学規模で稼働させている。このシステムは、『教員の授業改善』と『学生への学習支援』機能を2本柱としており、岩手大学のFD活動基盤となるものである」と述べている。さらに、「岩手大学では、平成16年4月の法人化とともに大学教育センター（平成18年4月に大学教育総合センターへ改組）を設置し、それまで委員会方式で実施していた業務をセンター方式へ移行させ、全学共通教育の企画・実施やFD活動に関する業務はセンターが担当することになった。……そこで、本センターでは、岩手大学のFDとして、全教員、全授業を対象とした『日常的』なFDの仕組みが必要と考え、アイアシスタントの開発にあたっては、この実現に重点を置いた」として、岩手大学の現状の報告がなされた。ただ、せっかくのよいシステムであるとしても、十分に活用されなければ結局「宝の持ち腐れ」になってまいかねないことになり、理想の形が現実のある姿との相違に十分に対応可能なのかという大きな問題点が存在することも事実であり、この点、岩手大学も苦慮している様子がうかがえた。江本講師もFDのあり方も含め、問題提示もされている。「日常的教育改善の文脈に組み込むのか」が課題の1つでもあると指摘されている。また、FDの用いられ方もその母国であるアメリカと現状が異なっていることも問題であるとも述べていた。

第2分科会は、本学からは参加者がいなかったもので、報告することはできなかった。ちなみに、第2分科会のテーマは「連携——『教育の質保証と学習支援』の連携に向けた取組み」であった。

(追) なお、第1分科会での報告は6報告中5報告は理系科目のものだった。文系の報告がもっとあっても良いのではないだろうか。

(文責・石澤淳好)

第3分科会 「検証」——「教育の質保証と学習支援」の検証に向けた取組み

各大学は、平成10年に公表された大学審議会の答申『21世紀の大学像と今後の改革方策について——競争的環境の中で個性が輝く大学——』等に基づいて、「知識基盤社会」と「グローバル化」の時代といわれる21世紀に相応しい大学のあり方を求めて、様々な教育改革を続行中である。そこで、第3分科会では、各大学が実践してきた教育改革の試みを更に実りあるものにするために、「教育の質保証と学習支援」の「検証」にどのように取り組んでいるかが報告され、かつ活発な意見交換がなされた。話題提供は次の6件であった。

- (1) <弘前大学4年生の視点に基づく21世紀教育の成果と課題> (弘前大学：谷田親彦、武田共治)
- (2) <卒業・修了生による東北大学の教育評価> (東北大学：猪股歳之)
- (3) <ユニバーサル化した大学における教員の苦悩——東北学院大学の教員意識調査から——> (東北学院大学：片瀬一男)
- (4) <『教育総覧(教育活動自己評価申告記録)』『弘前大学版ティーチング・ポートフォリオ』に基づく検証を踏まえた授業改善> (弘前大学：木村宣美)

- (5)＜北海道大学におけるカリキュラム改革・単位の実質化の検証＞（北海道大学：安藤厚）
- (6)＜「学習ピアサポート・システム」の取組みについて＞（秋田大学：細川和仁）

教養教育の更なる改革を目指し、数々の教育実践の報告と分析・考察がなされたが、第57回本研究会開催の当番校である弘前大学が全学を挙げて取り組んでいる「ティーチング・ポートフォリオ Teaching portfolio（『教育総覧＜教育活動自己評価申告記録＞』）」について報告がなされたことは、非常に意義深いことであった。この試みは、大学教育に携わる者の教授意識を抜本から改革しようとするものといえる。話題提供(4)＜『教育総覧（教育活動自己評価申告記録）』「弘前大学版ティーチング・ポートフォリオ」に基づく検証を踏まえた授業改善＞がそれにあたる。「ティーチング・ポートフォリオ」とは、一種の「教育業績ファイル」であり、「教員が教育のプロとしての自覚を持ち、授業内容や教育方法の改善に努め、教育能力の向上を図る」ことを目的として案出されている。このファイルを用いた教授法は、カナダ・アメリカの幾つかの大学の教育において始められ、その後イギリス、フィンランド、マレーシア等の国々でも試みられ¹⁾、更に日本においても実践的な試みの報告がなされている²⁾。ただし、世界の教育動向を見る限り、この教育方法を導入している教育機関はまだまだ少数派といえよう。今回の発表はティーチング・ポートフォリオについてであったが、このポートフォリオを用いた教育方法には、現在、「ティーチング・ポートフォリオ」と「ラーニング・ポートフォリオ」の2方式が考え出されている。ティーチング・ポートフォリオであれ、ラーニング・ポートフォリオであれ、それらが目指すところは、従来の教授形式において慣例化されてきたともいふべき秘密裏的な教育を改革することであり、

その成果に関心が集められている。つまり、従来、特に大学教育においては教授者の教育権の不可侵のもとに、教授方法、教授内容等の開示がなされることは稀であり、また他者の教授方法、教授内容等について検討を加えること、それどころか教授方法や教授内容を問うことすらも憚られてきた。確かに、こうした閉鎖的な教授姿勢は、学生による授業アンケートや公開授業の導入によって徐々に是正されつつある。しかし、それと同時に、そもそも、学生であれ、教員であれ、他者の教育行為について検証を加えること自体に慣れているとはいえず、まして検証の対象とされる者にとっては、こうした教授改革の試みが大きな重圧となり、かえって教授者の教育意欲の減退を招いたり、教授者と学生との間の信頼関係を損なうこともあり得るといえよう。閉鎖的な教育を改め、教育実践の公開を推進することが重要なことは改めていうまでもないが、教育が抱える様々な問題について、教育する者、教育を受ける者、検証を行う者の啓蒙が必要である。特に、日本においては、討論あるいは検証能力を形成する道——家庭教育においてであれ、学校教育の場においてであれ——が、必ずしも採られてきたとはいいがたく、こうした教育検証の急激な導入が教育現場にある種の混乱を招いていることは確かである。

そもそも西欧と日本とでは教育で取り扱われる知の在り方に対する認識に大きな隔たりが窺われる。ここで、本報告の主旨から若干離れることになるかもしれないが、教育の源泉にも関わることであるので、欧米と日本における教育観の相違について論じられた幾つかの見解を紹介したい。前日本大学総長・瀬在幸安は次のように指摘している。

「100年余前、我が国は国家の近代化を旗印にして、西欧においてサイエンスが数百年の時を経て細分化した末端の学問分野を科学とし、縦型の教育体系を確立しました。そのことが西欧との知の認識の在り方に決定的と

もいえる違いを発生させ、21世紀、グローバリゼーションが急速に、しかも確実に進んでいる今、それが大変な障害になっているのです。」³⁾

また、永宮正治は次のように述べる。

「米国では、幼児期から、自分の考えや感じたことをいかに表現するかが徹底的に教育される。Show and Taleはその一例で、子供に家から何かを持って来させ、それについて感じたことやその物の機能を皆の前で説明させる。……一方、日本では、協調性とか、皆と一緒に行動するとかいった画一性を重んじる。教科書は同じものを使い、皆があるレベルにまで到達できるように配慮する。」⁴⁾

瀬在幸安論と永宮正治論は、自立的な知の探究と形成に長年従事してきた西欧並びに西欧の分家アメリカと、知の探究の結果だけを受容しようとしてきた日本とでは、知の教育と研究に携わる姿勢がそもそも異なることに留意しなければならない、と説く。確かに、明治期に、欧米列強と伍してゆくために、古来、育んできた東洋的、日本的な知の集積が疎んじられ、既成の西欧の近代思想が急激に導入されたのだった。ただし、瀬在幸安論と永宮正治論は欧米の思想を批判しているのではない。むしろ両論文は、我々が欧米の思想を受容するにあたって十全には咀嚼していなかったことを指摘し、警告を発しているのである、つまり、欧米の猿真似を止めて、深層からの理解に努めよと。

さて、報告がなされた「ティーチング・ポートフォリオ」に話を戻すことにしたい。資料として添付したが、当該ファイルには、3大項目——1「教授姿勢（教授哲学）」、2「教育活動自己評価」、3「教育改善の試み」——が設けられており、項目事項の選定根拠には授業の計画（Plan）、実行

(Do)、評価 (Check)、改善 (Action) のサイクルに基づく教育計画と教育実施、そして教育改善のための自覚的試みが窺える。また、当該の「教育業績ファイル」は、研究活動との相乗効果に基づく教育活動の質的向上を目指すことを基本姿勢の一つとして掲げており、大項目1「教授姿勢 (教授哲学)」に、「教員の専門分野と研究概要」と「授業設計の基本方針」という2つの中項目を設けている。

更に、大項目2「教育活動自己評価」の記載に当たっては、学生による授業評価を教員の自己評価のための資料の一部 (全面的に依存するのではなく) に考えて、授業内容及び教育方法の改善・充実に努めて欲しい由が説かれている。奇しくも、弘前大学が推し進めてきた『ティーチング・ポートフォリオ (『教育総覧』)』は、平成19年7月31日に公布 (施行：平成20年4月1日) された文部科学省の省令第22号「……社会の信頼に応える高等教育の実現のため、学部等における教育力向上のための必要な措置を講じるとともに、その教育の質を保証する上で備えるべき基準をより明確にするものである」に応じるものとなった。国家の教育改革の方針を先読みしたかたちでの対応に、弘前大学の知見の深さと教育改革に寄せる意気込みが窺える。

確かに、ポートフォリオを用いた教育実践についてはカナダとアメリカが先進国といえる。しかし、両国の実践方法をそのまま日本の教育に導入して、大きな成果を挙げることができるかが危惧される。先ほど言及した知の形成に対する姿勢の相違に加えて、大学観がカナダ・アメリカと日本では必ずしも同じとはいえないことが挙げられる。日本では長年にわたり、大学を研究の府と見做す考えが支配的であり、大学を何よりも教育の場と見做す主張がなされるようになったのは近年のことといえる。それ故、弘前大学が選択しているように、教育と研究を車の両輪としつつ、研究の成果を教育の場に還元する方策を採ることは、教員間にも動揺をきたさず、また学生には先進的な知識を教授することが可能であり、賢明な教育方法

と思われる。更に、私の手元にある数少ないポートフォリオ教育関係書⁵⁾の教示から判断するに、教育する者の教育理念や教育責任感を明確に表す記載項目の充実化、また記述内容を証明する資料添付等に関する教示について更なる検討考察が必要であろう。ポートフォリオが単なる観念的な教育論の集積に終わることがないようにしなければならない。あくまでもポートフォリオは教育実践の手引きになって欲しい。

その他5報の話題提供も、急速な変遷を続ける時代が孕む諸々の問題に取り組みながら、教養教育を真に実りある教育の場にするために取り組まれてきた教育実践の報告であった。報告の順に従って、報告と討議の内容を紹介するとともに、筆者の考察を披瀝したい。(1)＜弘前大学4年生の視点に基づく21世紀教育の成果と課題＞と(2)＜卒業・修了生による東北大学の教育評価＞は、大学教育（教養教育と専門教育）の成果に対する意識調査を行なったものである。前者は弘前大学の4年生（平成17・18年度、求職活動中）を、後者は東北大学の卒業生（平成5～10年卒）を対象にアンケート調査がなされた。両大学の学部構成は必ずしも同じではなく、また学生数には大きな隔たりがあるが、その調査結果には似通ったものが窺える。ここでは、教養教育に関する調査結果について報告する。両者の設問における教養教育の位置づけであるが、教養教育と次の三点、つまり人間形成、学部の専門教育、職業との関わりを問うている。概略的にみれば、教養教育に対して、高い評価を与えているのは文科系学部であり、低い評価あるいは懐疑的な評価を下しているのは理科系学部に窺える。人文（法経文）、教育などの文科系学部では、教養教育を人間形成に資するものと高く評価するのみならず、専門教育への入門あるいは橋渡しと捉え、かつ在学中の求職活動や就職後の職務遂行にあたって教養教育で得た知識の有用性・活用性を強く意識している。一方、理科系学部においては、教養教

育と専門教育、教養教育と職業の関連を断絶的に捉える傾向が窺える。発表者は、教養教育の成果に対して、専門職に従事している者が厳しい評価を下し、事務・営業職従事者、公務員、教員が高い評価を与えていることから、「職務上幅広い能力や知識を要求される職務に就いている者でその価値が評価されていると見ることもできる」とまとめている。なお、アンケートの回収率については、弘前大学は約50パーセント、東北大学は諸般の事情により僅か約20パーセントであった。また、東北大学の報告者は、アンケートの回答者に大学に好意的な者、社会で成功を収めている者が多く含まれていた節が窺えることも付言している。アンケート調査が孕むデータの絶対視化に警鐘を鳴らす考察とも受け止められる。両報告とも、数字の魔手を極力避けつつ、分析的かつ総合的になされた考察であった。

教員サイドに関わる問題が取り上げられたのは、(3)〈ユニバーサル化した大学における教員の苦悩——東北学院大学の教員意識調査から——〉と(4)〈『教育総覧（教育活動自己評価申告記録）』「弘前大学版ティーチング・ポートフォリオ」に基づく検証を踏まえた授業改善〉である。(3)は、現行の大学事情が伴う諸問題について考察している。報告者の視点は、第一に大学のユニバーサル化が就学者の質的低下を必然的に伴い、ハイレベルでの教育を不可能にしていること、また、入試制度の多様化・複雑化が多様な入学者を生み、少子化が大学入学を易化していることに向けられている。更に、大学の学生消費者主義への迎合や営利目的の大学改革により、「規範としての教養主義」の崩壊が危惧される、と考察されている。現行の学生の質的低下の顕現として、学生の「基礎的知識の不足」「学習意欲の低下」「学習方法の未取得」が挙げられている。また、こうした就学者の質的低下に対処するための多様な教育指導の増加、入試案内や社会貢献に係わる業務の増加、教育条件（多人数教育、多様な教授科目の担当等）

の悪化が、教員サイドの物的精神的な負担増、「何よりも授業準備に充当する時間減」を招いていること、またそのことに対する教員自身の危惧が披瀝されている。その他に、教員サイドの要請として、「授業内容の連携」「少人数教育の充実」「導入科目の充実」が挙げられている。あわせて、「学生による授業評価の反映」「教員同士の授業評価」に対して、教員サイドが否定的な見解を持つことも報告されている。ただし、学生による評価と同僚による評価に対して否定的な見解を述べている根拠については言及されていない。アンケート調査が伴う困難ではあるが、設問に対する解答を導出するに至る経緯についての考察が必要なものもあると考える。統計のための数値化は必ずしも絶対化を意味するとは限らない、と考える。

(4)については、本報告の最初で述べている。

(5)〈北海道大学におけるカリキュラム改革・単位の実質化の検証〉は、学生の主体的な学習を促し、十分な学習時間の確保を目指す取組み「単位の实質化」についての報告である。背景には、平成18年度にいわゆる「ゆとり教育」（従来の学習内容の3分の2）を経てきた学生の入学を迎えたことがある。この取組みは、次の3点を基本項目としているが、本分科会では（Ⅲ）について報告がなされた。

(Ⅰ) 成績評価基準の明示と厳格な成績評価

(Ⅱ) GPA制度の施行と本格利用

(Ⅲ) 1年次の履修登録上限設定

(Ⅲ) では、履修単位の上限を、各学期、文系21単位、理系23単位以下に設定（1単位あたり、授業時間を含めて45時間の学修）。アンケート調査の集計は、文系と理系に、更に理系を医系とそれ以外に分けて行なわれたが、

系による差異がみられなかったため、報告は系毎にではなく、一括して行なわれている由が述べられた。授業内容に対する不満は1割未満、授業への出席率は9割以上の学生が80パーセント以上であり良好だが、1日あたりの自習時間は6割の学生が1～2時間、2～3割の学生が30分以下であり、当初期待の時間を大きく下回ったことが報告された。この取り組みによって、学習機運の醸成がみられつつあるものの、まだまだ充分とはいええず、また成績評価の適正化、卒業認定の厳正化など、今後の改革点も挙げられた。本学との関わりから考察するならば、本学では必修科目が圧倒的に多いために、履修単位の上限設定を行っていないが、効果的な学修を促すために、履修科目数の適正な設定には常に留意しなければならない。また、本学は薬剤師養成を目指す大学であることから、低学年から学力の育成を図り、厳格な学内試験、卒業試験を実施してきており、教育再生会議の第2次報告（平成19年6月1日）における「教育の質の保証」「単位・進級・卒業認定厳格化」を既に実践している。なお、配布された資料を点検したところ、成績評価基準の明示と厳格な成績評価に関わる報告が掲載されていた。本学でもシラバスで成績評価の基準とするものについては明示しているが、科目担当者間でバラツキが目立つことも事実である。また、学習意欲の高揚のために、本学が秀・優・良・可・不可の5段階方式を従来から採用していることは、国立大学や他大学に先んじた教育的措置であると評価できる。

(6) <「学習ピアサポート・システム」の取組みについて>は、学生による他学生（特に1年生）の学習支援、相談活動システムの構築についての報告である。当該のシステムに関しては、幾つかの大学では既に様々な取組みが見受けられるが、報告者の勤務校（秋田大学）ではこのシステムの活動を学習に限定している。サポーターに対しては、「ガイドライン」の作成、事前講習会の実施を行い、円滑な運営に努めている由が、報告され

た。今後の課題として、サポーターにとってのやりがいの醸成、システムの全学的周知、サポーターと事務職員・教員間の連携の構築が挙げられた。一種のチューター制度であり、20年30年以前からこのシステムを活用している大学（東北学院大学など）も見受けられる。個人情報機の機密保持や諸々のハラスメント対策が叫ばれている昨今、秋田大学がこの制度の活用を学習に限定したことは、システム構築の初期段階では評価できる方策である。しかし、多様な質の学生が学ぶ昨今の大学では、生活面やメンタルな面でのアドバイスが必要になるケースも考えられうる。

最後に、「検証」という言葉が意味するところについて一言述べて、本分科会の報告を終えたい。本研究会のレジュメ集にそれぞれの分科会の検討・検証の趣旨が記載されている。第3分科会については、「検証がともなわなければ、効果的な改善には繋がらないことが指摘されている。検証と改善が効果的に連携して、優れた大学改革に結実するのではないだろうか」⁶⁾と記されている。私たちが行おうとしているのは、教育実践の過程の検証であって、評価ではないのではないだろうか。もちろん、授業アンケートや公開授業の検証結果や、教育ポートフォリオの記載事項に基づいて、教育する者をランク付けすることではない。授業アンケートや公開授業、そして教育ポートフォリオも、教育する者の教育スキルを高め、教育の質を向上させるために、兎角閉鎖的主観的な判定に陥りがちであった教育観・教育実践に、客観的な検証の風を吹き込む一つの方法なのである。ただし、客観的な検証を目指すとはいえ、絶対的な検証などありえないことも、常に念頭に止めておきたい。

注

- 1) 参照：ピーター・セルディン著、栗田佳代子訳：大学教育を変える教育業績表、玉川大学出版会 2007. iii.
- 2) その実践の例として次の紀要を挙げておきたい。「21世紀教育フォーラム」創刊号。弘前大学 2006年。
- 3) 瀬在幸安：21世紀における大学の教育・研究戦略。大学教育学会「大学教育学会誌」第29巻第1号。2007年。8頁。
- 4) 永宮正治：教育と研究——外国の例から学ぶこと——。大学教育学会「大学教育学会誌」。第29巻第2号。2007年。39頁。
- 5) 参照：ピーター・セルディン著、栗田佳代子訳：前掲書。32頁以降。
- 6) 「第57回東北・北海道地区大学一般教育研究会（レジュメ集）」。弘前大学 2007年。19頁。

配布資料の抜粋

教育者総覧（教育活動自己評価申告記録）

登録日時		登録者	
更新日時		更新者	

<p>1 授業に臨む 姿勢</p>	<p>[教員の専門分野と研究概要]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 専門分野 ○ 研究概要 <p>[カリキュラムでの授業科目の位置づけ及び担当授業]</p> <p>[授業設計と基本方針]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 研究成果と授業内容 ○ 学習目標・到達目標の設定 <p>◇授業科目全体の達成目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 成績評価方法及び採点基準 ○ 単位の実質化と学習活動の支援 ○ 理解度（到達度）の確認 <p>[学生へのメッセージ]</p>
<p>2 教育活動自己評価</p>	<p>[学生による授業評価アンケートの活用と授業改善]</p>
<p>3 授業改善のための研修活動等</p>	

（文責・松山雄三）

全体会Ⅱ

弘前大学教授 土持ゲーリー法一：ラーニング・ポートフォリオと「指定図書」を活用した授業シラバス

全体会Ⅱでは、土持ゲーリー法一弘前大学教授により、〈ラーニング・ポートフォリオと「指定図書」を活用した授業シラバス〉と題する講演が行われた。同氏は日本における「ポートフォリオ教育」の草分け的存在、第一人者であり、大学教育にかかわる斬新な方法論の紹介とその実践報告がなされた。講演の内容は、講演タイトルが示すように、弘前大学が全学を挙げて取り組んでいるポートフォリオ教授法に関するものであった。当該教育法は、ティーチング・ポートフォリオとラーニング・ポートフォリオから成る。ポートフォリオとは一種の学習記録簿であり、もともと学習者の学習活動を総合的に評価するために編み出されたものであるが、単に評価に用いられるだけでなく、学習の進捗や学習到達状況の検討、更には教育改善にかかわる課題考察の際にも、教育実践の貴重な記録（資料）として活用法が様々に模索され、かつ活用の実践に付されている、とのことである。

ティーチング・ポートフォリオについては、第3分科会において、弘前大学関係者から報告がなされ、第3分科会の報告で言及しているので割愛する。ラーニング・ポートフォリオは、2005年1月に中央教育審議会によってなされた答申『我が国の高等教育の将来』で強く求められている教育の質の実質的な向上に資するとの趣旨が、講演者から述べられた。中央教育審議会は、形骸化している大学教育の制度や教育方法論を再検討し、学生の能動的な学習のあり方について高等教育機関が真摯な姿勢で検討することを強く求めているが、ラーニング・ポートフォリオの活用によって、教育目的の到達度や教育方法の適否の総合的検討が、教育後のみならず、教育の過程においても可能になり、学習者の習熟度や能力に応じた「きめ

細かな教育」の実践が期待されるとのことであった。ラーニング・ポートフォリオの実践例が示されたが、これはもとより、一つの雛形に過ぎず、講演者が目指すところは、自己満足的な指導力過信や教育経験などにとらわれることなく、教育過程の前中後にわたって、教育実践の記録をつけつつ、絶えず教育方法の適否を総合的に検討し、新たな教育的効果の惹起に努めよということにあると解する。いわゆる伝統的教授方式（つまり、教科書、黒板、教授者による一方向的説明から成る従来の講義形式）に警鐘を鳴らす発言と受け止めたい。

次に、＜「指定図書」を活用した授業シラバス＞について、講演がなされた。このテーマについて意図されているところは、大学図書館の実質的な活用について再検討することにある。もはや、大学図書館を知の宝庫として奥の院深く鎮座させている時代は過ぎ、如何にして学生サービスに資するかが問われる時代であることが、説かれた。インターネットによる図書検索システムの導入や書籍の電子化が急速に進む現代において、図書館が蔵書の多寡を競う運営姿勢は、もはや前世紀の遺物であるとまで、講演者によって酷評され、学生の利用頻度によって図書館の評価がなされる時代に入ったことが指摘された。アメリカやカナダの大学図書館の例が引かれ、如何にして学生を図書館に引き寄せるかが説かれた。そのためには、授業担当の教員のみならず、図書館員をも教育の重要な担い手として位置づけ、図書館の業務を通じて直接に学生の教育に当たることが求められ、また図書館運営の改革の例として、図書閲覧の時間的延長や学習意欲を惹起する使用規則の改正等の実践例が紹介された。授業における図書館活用の実践例が紹介されたが、これはPBL（Problem Based Learning）教授法的一种と考える。図書の検索を通じて、学習者の課題発見解決の能力を養成する試みといえる。

図書館利用についてなされた提言を聞いているうちに、大学教育学会刊

行の学会誌で発表されたある論文が想起された。その論文には次の記載があった。

「大学図書館に求められているものは、従来から行われてきた資料・情報の提供と同時に、図書館利用教育を実施することにより、より本質的なかたちで情報リテラシーの育成に参加をし、図書館として、大学教育に貢献することにある。図書館利用教育とは、すべての利用者が、自立して図書館を含む情報環境を効果的・効率的に活用できるようにするために、体系的・組織的に行われる教育である。¹⁾」

既に氾濫とまで言いうるほどに情報過多の時代に突入し、しかも、情報を取捨選択する技能が決して十分には身に備わっていない学生事情を考えると、資料・情報の収集・保管と提供に従前より携わってきた図書館こそが、基礎的かつ応用的情報探索の技能の養成において大きな役割を果たすことが期待される。多くの大学教育の現場では、既に情報教育を行う教育体制が整えられていることと思われるが、大学教育の場での情報教育であるからには、試行錯誤や慣れによる技能の習得に頼るのではなく、情報学なるものを理論的体系的に教授し、かつ情報利用に関わる倫理教育を十分に行ったうえでの技能の養成が望まれる。図書館こそは、学生が学的・技術的に習得した情報技能の実践的な応用力を養成する場である。そして図書館は、心の緊張と弛緩の混和状態を惹起する場でもある。図書館における空間と時間の緩やかな限定と無限定が学習者の心を更なる自立的な学習に誘う。規制されることに閉塞感さへ覚える傾向がある昨今の学生気質にとって、図書館は主体的な新たな学びの場となることだろう。それ故、従前にもまして、図書館が大学教育に積極的に参画することが期待される。図書館は大学教育における重要な担い手である、との認識の高揚が一層望

まれる。図書館は知の陳列に甘んじることなく、知の活用の道を従前にもまして教示して欲しい。その意味で、本学の図書館が教職員と学生を対象に開催している図書館利用の講習会等は、時代の要請に沿った実践的な試みといえる。大学における図書館の使命は、何よりも学生教育にあることを改めて認識したい。

注

- 1) 宮内美智子：図書館学と教養。所収：大学教育学会25年史編纂委員会「新しい教養教育をめざして」。2004年。286頁。

(文責・松山雄三)